

第1問 訴訟代理権又は訴訟代理人に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 訴訟代理権を欠く者がした訴訟行為を当事者が追認したときは、当該訴訟行為は、その追認の時からその効力を生ずる。

イ 当事者がその訴訟代理人の事実に関する陳述を直ちに取り消したときは、当該陳述は、その効力を生じない。

ウ 当事者が数人の訴訟代理人を選任した場合において、訴訟代理人の全員が共同で代理権を行使すべき旨を定めたときは、一部の訴訟代理人が単独でした訴訟行為は、その効力を生じない。

エ 訴訟代理人は、委任を受けた事件について、相手方の提起した反訴に関する訴訟行為をするには、特別の委任を受けなければならない。

オ 当事者がその訴訟代理人を解任したときは、当事者又は訴訟代理人がその旨を相手方に通知しなければ、代理権の消滅は、その効果を生じない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第2問 Aは、Bに対して有する1,000万円の貸金債権のうちの一部の請求であることを明示して、Bに対し、200万円の支払を求める訴えを提起した。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 訴えの提起による時効中断の効力は、200万円の範囲についてのみ生ずる。

イ 裁判所は、審理の結果、AのBに対する貸金債権が400万円の限度で残存していると認めた場合であっても、200万円の支払を命ずる判決をしなければならない。

ウ Aの請求を全部棄却するとの判決が確定した後、Aが貸金債権の残部である800万円の支払を求めて訴えを提起することは、特段の事情がない限り、信義則に反して許されない。

エ BがAに対して有する120万円の売買代金債権を自働債権として相殺の抗弁を主張した場合において、裁判所が、審理の結果、AのBに対する貸金債権は400万円の限度で残存しており、かつ、Bの相殺の抗弁に理由があると認めたときは、裁判所は、Aの請求につき、80万円を超える額の支払を命ずる判決をしてはならない。

オ AのBに対する訴訟の係属中にBがAに対して請負代金2,000万円の支払を求める別訴を提起した場合には、当該別訴において、Aは、貸金債権の残部である800万円を自働債権として相殺の抗弁を主張することができない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第3問 弁論準備手続に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 弁論準備手続は、最初にすべき口頭弁論の期日後でなければ、行うことができない。

イ 弁論準備手続において当事者が申し出た者については、裁判所は、手続を行うのに支障を生ずるおそれがあると認める場合を除き、その傍聴を許さなければならない。

ウ 弁論準備手続の期日においては、補助参加の許否についての決定をすることができない。

エ 弁論準備手続の期日に当事者の一方が出頭することができない場合に、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をするのできる方法によって手続を行うには、他方の当事者がその期日に出頭していなければならない。

オ 裁判所は、決定により、受訴裁判所を構成する裁判官以外の裁判官に弁論準備手続を行わせることができる。

- 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第4問 貸金返還請求訴訟における証人尋問又は当事者尋問に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 証人尋問及び当事者尋問のいずれも、当事者の申立てにより又は裁判所の職権で、することができる。

イ 裁判所は、証人尋問においては、証人の尋問に代えて書面の提出をさせることができるが、当事者尋問においては、簡易裁判所の訴訟手続に限り、当事者本人の尋問に代えて書面の提出をさせることができる。

ウ 通常共同訴訟において、共同訴訟人A及びBのうちAのみが第一審判決に対して控訴を提起し、Bについては第一審判決が確定している場合には、Bは、Aについての控訴審において証人となることができる。

エ 宣誓能力のある限り、証人尋問における証人は、法令に特別の定めがある場合を除き、宣誓義務を負うが、当事者尋問における当事者本人は、裁判所が宣誓を命じた場合においてのみ、宣誓義務を負う。

オ 証人尋問及び当事者尋問のいずれについても、呼出しを受けた証人又は当事者が正当な理由なく出頭しない場合の制裁として、過料の規定が民事訴訟法に定められている。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第5問 民事訴訟における判決に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものは、幾つあるか。

ア 判決の言渡しは、訴訟手続の中断中であっては、することができない。

イ 被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合において、原告の請求を認容するときは、判決の言渡しは、判決書の原本に基づかないですることができる。

ウ 少額訴訟における判決の言渡しを口頭弁論の終結後直ちに行う場合には、判決の言渡しは、判決書の原本に基づかないですることができる。

エ 裁判所は、判決に法令の違反があることを発見したときは、判決が確定した後であっても、変更の判決をすることができる。

オ 裁判所は、判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、当事者による申立てがない場合であっても、更正決定をすることができる。

1 1個 2 2個 3 3個 4 4個 5 5個

第6問 占有移転禁止の仮処分に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 占有移転禁止の仮処分命令事件について管轄権を有する裁判所は、事件の著しい遅滞を避けるために必要があるときは、管轄権を有しない他の裁判所に当該仮処分命令事件を移送することができる。

イ 占有移転禁止の仮処分命令であって、係争物が不動産であるものについては、その執行前に債務者を特定することを困難とする特別の事情があるときは、裁判所は、債務者を特定しないでこれを発することができる。

ウ 占有移転禁止の仮処分命令のうち、係争物を執行官に保管させ、かつ、債務者の使用を許さないものについては、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。

エ 占有移転禁止の仮処分命令は、仮処分命令が債務者に送達される前であっても、その執行に着手することができる。

オ 占有移転禁止の仮処分命令の執行後に債務者からの占有の承継によらないで目的物を占有した第三者は、その執行がされたことを知らずに占有したことを証明した場合であっても、当該仮処分命令の効力が及ぶことを免れることができない。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第7問 AとBは、婚姻中に長男Cをもうけたが、平成23年5月31日、家庭裁判所の家

事調停において、①離婚をしてCの親権者をAとすること及び②Cが成人に達するまでの間、BがCの養育費として毎月末日限り8万円をAに対して支払うことを合意しその旨が調停調書に記載された。Bは、D社に勤務して月額40万円の給料（所得税、住民税及び社会保険料を控除した手取り額）を得ているが、E社に対し貸金債務を負担している。Bは、Cの養育費につき平成24年3月分までは支払ってきたが、同年4月分から6月分までの3か月分の支払を怠った。

この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア Aは、養育費に係る金銭債権の強制執行として、BのD社に対する給料債権を差し押さえることはできるが、間接強制の方法によることはできない。

イ BのD社に対する給料債権をAが差し押さえた後、当該給料債権につき転付命令を申し立てた場合において、Aの申し立てに係る転付命令がD社に送達される前に、E社がBに対する貸金債権の回収のため、当該給料債権を差し押さえたときであっても、転付命令の効力が生じ、Aは、当該給料債権を有効に取得することができる。

ウ Aは、Bが支払を怠った3か月分の養育費だけでなく、期限が到来していない平成24年7月分以降の養育費についても、債権執行を開始することができる。

エ BのD社に対する給料債権をAが差し押さえたところ、D社は、差し押さえられた給料債権の額に相当する金銭を供託した。この場合において、E社は、その後に配当要求をしたとしても、当該供託金につき配当を受けることはできない。

オ Aは、Bの毎月の給料の額のうち10万円を超える部分を差し押さえることはできない。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第8問 司法書士の業務のうち、裁判所に提出する書類を作成する事務を行う業務（以下「裁判書類作成業務」という。）に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 司法書士は、裁判書類作成業務の受任を特定の者から依頼されたもののみ限定することはできない。

イ 社員が3人ある司法書士法人において、社員であるAのみが社員となる前に個人の司法書士としてXの依頼を受けて裁判書類作成業務を受任していた場合には、当該司法書士法人が当該裁判書類作成業務に係る事件のXの相手方であるYから受任した当該事件に関する裁判書類作成業務について、社員であるAが担当することはできない。

ウ 司法書士法人がXの依頼を受けて受任した裁判書類作成業務について、当該司法書士法人の使用人として自らこれに関与した司法書士は、Xが同意した場合には、当該裁判書

類作成業務に係る事件のXの相手方であるYから、個人の司法書士として当該事件に関する裁判書類作成業務を受任することができる。

エ 司法書士は、最高裁判所が上告裁判所となるときであっても、その上告状を作成する事務を行う業務を受任することができる。

オ 複数の従たる事務所を有する司法書士法人は、ある従たる事務所においてXの依頼を受けて裁判書類作成業務を受任していた場合であっても、他の従たる事務所においてであれば、当該裁判書類作成業務に係る事件のXの相手方であるYから、当該事件に関する裁判書類作成業務を受任することができる。

- 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第9問 供託物の払渡請求に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 供託物の払渡請求者が供託物払渡請求書に利害関係人の承諾書を添付すべき場合には、当該承諾書に押された印鑑に係る印鑑証明書であって払渡請求の日前3か月以内に作成されたものを併せて添付しなければならない。

イ 供託物の払渡請求者が自ら供託物の取戻しを請求する場合において、供託をする際に提示した委任による代理人の権限を証する書面で、あって当該払渡請求者が供託物払渡請求書に押した印鑑と同一の印鑑を押したものを供託物払渡請求書に添付したときは、供託物払渡請求書に印鑑証明書を添付することを要しない。

ウ 供託物が有価証券である場合には、供託物の払渡請求者は、供託物払渡請求書2通を提出しなければならない。

エ 供託物の払渡請求者が個人である場合において、その者が提示した運転免許証により、その者が本人であることを確認することができるときは、供託物払渡請求書に印鑑証明書を添付することを要しない。

オ 委任による代理人によって供託物の払渡しを請求する場合には、代理人の権限を証する書面を提示すれば足り、供託物払渡請求書にこれを添付することを要しない。

- 1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第10問 受領拒絶を原因とする弁済供託に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 建物の賃借人は、賃料の増額請求を受けた場合において、賃貸人から従来の賃料の受領をあらかじめ拒まれ、目下係争中であるときは、現実の提供又は口頭の提供をすることなく、受領を拒まれた後に発生した賃料を供託することができる。

イ 建物の賃借人は、賃料の増額請求を受けた場合において、賃料の支払日を数箇月過ぎた後、賃貸人に従来の賃料の元本のみを提供して賃貸人からその受領を拒まれたときは、当該賃料の支払日の翌日から供託日までの遅延損害金を付して、当該賃料を供託することができる。

ウ 建物の賃借人は、台風で破損した当該建物の屋根の一部の修理を賃貸人から拒まれたため自己の費用で修理をした場合において、賃貸人に賃料と当該修理代金とを相殺する旨の意思表示をした上、相殺後の残額を提供して賃貸人からその受領を拒まれたときは、相殺後の残額を供託することができる。

エ 金銭消費貸借契約における借主は、弁済期前に、貸主に貸金の元本及び弁済期までの利息を提供して貸主からその受領を拒まれた場合には、当該貸金の元本及び弁済期までの利息を供託することができる。

オ 建物の賃借人は、賃貸人が死亡した場合において、賃貸人の死亡後に発生した賃料をその相続人2名のうち1名に提供して当該1名の相続人からその受領を拒まれたときは、賃料の全額を供託することができる。

- 1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第11問 執行供託等に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア AがBに対して有する100万円の金銭債権につき、Cからの強制執行による差押え（差押金額60万円）がされた後、Dからの当該差押えに係る金銭債権についての配当要求（請求債権額100万円）がされた場合には、Bは、100万円を供託しなければならない。

イ 仮処分解放金の供託書には、被供託者を記載することを要しない。

ウ AがBに対して有する100万円の金銭債権につき、C税務署長からの滞納処分による差押え（差押金額50万円）がされた後、Dからの強制執行による差押え（差押金額40万円）及びEからの強制執行による差押え（差押金額30万円）がされた場合には、Bは、100万円を供託しなければならない。

エ 裁判上の担保供託の取戻請求権に対して差押えが競合した場合であっても、供託官は、供託金取戻請求に応ずることができるときまでは、その事情を裁判所に届け出ることを要しない。

オ 仮差押解放金の供託においては、有価証券を供託物とすることができない。

- 1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第12問 いわゆる権利能力なき社団名義による不動産登記の可否について、学生A及び学

生Bが以下の見解を有している。

学生Aの見解 権利能力なき社団名義による登記を認める見解

学生Bの見解 権利能力なき社団名義による登記を認めず、権利能力なき社団の代表者の肩書のない個人名義による登記のみを認める見解

次のアからオまでの記述は、学生A又は学生Bの一方が他方の見解について述べたものであるが、各記述のうち、「私の見解」が学生Bの見解を指すものとして最も適切なものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 私の見解に比べ、あなたの見解は、民事訴訟法において権利能力なき社団に訴訟上の当事者能力が認められていることと整合しにくい。

イ 私の見解に比べ、あなたの見解は、権利能力なき社団と関係のない個人の債務の引当てのために権利能力なき社団の財産が差し押さえられる危険がより生じやすくなるのではないか。

ウ 私の見解に比べ、あなたの見解は、権利能力なき社団の存在や代表権限の有無については、公的な情報による確認が難しいことからすると、形式的審査主義の下では架空名義の登記を防ぎにくくなる点で、不合理ではないか。

エ 私の見解に比べ、あなたの見解は、権利能力なき社団に登記の申請をすることを認める規定が不動産登記法に存在しないことと整合しにくい。

オ 私の見解は、あなたの見解に比べ、不動産に関する権利が実質的には権利能力なき社団に帰属する点をより重視している。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第13問 次のアからオまでの記述のうち、A欄に掲げる登記の申請又は嘱託がされた場合において、当該登記において登記記録に記録されるB欄に掲げる者が二人以上あるときに、当該B欄に掲げる者について登記記録に持分の記録がされないものは、幾つあるか。

ア

イ

ウ

エ

オ

A欄

一部譲渡による根抵当権の一部移転の登記

賃借権の移転の登記

表題登記がない不動産についてする所有権の保存の登記

処分禁止の仮処分の登記

信託の登記

B欄

根抵当権者

賃借権者

所有者

債権者

受託者

1 1個 2 2個 3 3個 4 4個 5 5個

第14問 電子情報処理組織を使用する方法による不動産登記の申請（以下「電子申請」という。）に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

なお、不動産登記令附則第5条に規定する添付情報の提供方法に関する特例（特例方式）については、考慮しないものとする。

ア 登記識別情報の通知を受けるべき者が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに登記識別情報が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能になった時から30日以内に自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該登記識別情報を記録しない場合には、登記官は、登記識別情報を通知することを要しない。

イ 登記官は、申請人が電子申請により所有権の移転の登記の申請をする場合において、登記義務者の登記識別情報を提供することができないときは、登記義務者に対し、当該申請があった旨及び当該申請の内容が真実であると思料するときはその旨の申出をすべき旨を電子情報処理組織を使用する方法により通知しなければならない。

ウ 電子申請の取下げは、法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して申請を取り下げる旨の情報を登記所に提供する方法によってしなければならない。

エ 電子申請をした申請人は、申請に係る登記が完了するまでの間、申請情報及びその添付情報の受領証の交付を請求することができる。

オ 電子申請をした申請人は、申請情報に併せて提供した添付情報の還付を請求することができない。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第 15 問 代位による登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ただし、オの場合を除き、判決による登記については、考慮しないものとする。

ア 受託者が信託の登記を申請しない場合には、受益者は、受託者に代位して、信託の登記を単独で申請することができる。

イ 表題登記のみがされている敷地権付き区分建物を表題部所有者が売却するとともに、売買代金を担保するために買受人との間で抵当権設定契約を締結した場合において、買受人が当該区分建物について所有権の保存の登記をしないときは、表題部所有者は、買受人に代位して、買受人名義の所有権の保存の登記を単独で申請することができる。

ウ 根抵当権設定者の根抵当権者に対する元本の確定請求によって元本が確定した後、当該根抵当権の被担保債権を代位弁済した者は、根抵当権者に代位して、元本の確定の登記を単独で申請することができる。

エ 抵当権者は、債務者の住所に変更が生じた場合には、抵当権設定者である所有権の登記名義人に代位して、債務者の住所の変更の登記を単独で申請することができる。

オ 債務者がした抵当権の設定行為が詐害行為に当たるとして、これを取り消し、抵当権の設定の登記の抹消手続を抵当権者に命ずる確定判決を得た債権者は、抵当権設定者である所有権の登記名義人に代位して、抵当権の設定の登記の抹消を単独で申請することができる。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第 16 問 登記識別情報の提供に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 抵当権の設定の登記をした不動産の所有権を抵当権者が取得したことにより、混同を原因として当該抵当権が消滅した場合において、抵当権の設定の登記の抹消を申請するときは、申請人は、抵当権の設定の登記の際に通知された登記識別情報を提供しなければならない。

イ 抵当権の設定の登記がされた後に当該登記に債務者として記録されている者が死亡し、共同相続人がその債務を相続した場合において、抵当権の変更の登記を申請するときは、申請人は、抵当権の登記名義人に通知された登記識別情報を提供しなければならない。

ウ 代物弁済を登記原因とする所有権移転請求権の仮登記がされている場合において、所有権移転請求権の移転の登記を申請するときは、申請人は、所有権移転請求権の仮登記の登記名義人に通知された登記識別情報を提供しなければならない。

エ 破産管財人が破産財団に属する不動産を任意売却する場合において、所有権の移転の登記を申請するときは、申請人は、所有権の登記名義人に通知された登記識別情報を提供しなければならない。

オ 信託財産に属する不動産を受託者の固有財産に属する財産とした場合において、受託者の固有財産となった旨の登記及び信託の登記の抹消を申請するときは、申請人は、所有権の登記名義人である受託者に通知された登記識別情報を提供しなければならない。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第 17 問 登記名義人の住所又は氏名の変更の登記に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、誤っているものは、どれか。

1 相続を登記原因とし、胎児を登記名義人とする所有権の移転の登記をした場合において、その胎児が生きて生まれたときは、出生を登記原因としてその氏名の変更の登記の申請をすることができる。

2 本店移転を登記原因とする株式会社である登記名義人の住所の変更の登記の申請をする場合には、住所の変更を証する情報として提供する登記事項証明書は、作成後 3 か月以内のものであることを要しない。

3 登記名義人が数回にわたって住所を移転している場合には、その最後の住所移転の日付のみを登記原因の日付として登記名義人の住所の変更の登記を申請することができる。

4 表題部所有者が住所を移転し、表題部に記載された住所と現在の住所とが異なることになった場合であっても、表題部所有者は、住所の変更を証する情報を提供して、表題部所有者の住所の変更の登記をしないで、直ちに所有権の保存の登記を申請することができる。

5 判決によって所有権の移転の登記を申請する場合において、判決書正本に登記義務者である被告の住所として登記記録上の住所と現在の住所とが併記されているときは、所有権の登記名義人の住所の変更の登記をしないで、直ちに所有権の移転の登記を申請することができる。

第 18 問 更正の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、A 欄に掲げる登記記録（抜粋）について、B 欄に掲げる登記記録（抜粋）のように更正の登記を申請することができないものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

- ア
イ

ウ

エ

オ

A欄

甲区

1番 所有権保存

共有者 持分 $\frac{3}{10}$ A

$\frac{3}{10}$ B

$\frac{3}{10}$ C

甲区

2番 所有権移転

原因 平成何年何月何日相続

所有者 A

2番付記1号 2番所有権更正

原因 錯誤

共有者 持分 $\frac{2}{10}$ A

$\frac{2}{10}$ B

甲区

2番 所有権移転

原因 平成何年何月何日信託

受託者 A

甲区

2番 所有権移転請求権仮登記

原因 平成何年何月何日売買予約

乙区

1番 抵当権設定

債務者 A

B欄

甲区

1番付記1号 1番所有権更正

原因 錯誤

共有者 持分 2分の1 B

2分の1 C

甲区

2番付記2号 2番所有権更正

原因 錯誤

所有者 B

甲区

2番付記1号 2番所有権更正

原因 錯誤

原因 売買

所有者 A

甲区

2番付記1号 2番仮登記更正

原因 錯誤

登記の目的 所有権移転仮登記

原因 売買

乙区

1番付記1号 1番抵当権更正

原因 錯誤

債務者 B

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第19問 区分建物の登記記録の表題部の「敷地権の表示」欄中の「原因及びその日付」欄に「平成24年6月15日敷地権」と記録されている場合について、次の1から5までの登記のうち、その申請をすることができないものは、どれか。

- 1 区分建物のみ「平成24年6月1日売買」を登記原因とする所有権の移転の仮登記
- 2 区分建物のみを目的とする「平成24年6月1日設定」を登記原因とする質権の設定の登記
- 3 区分建物のみ「平成24年6月1日相続」を登記原因とする所有権の移転の登記
- 4 区分建物のみを目的とする「平成24年6月1日設定」を登記原因とする賃借権の設定

の登記

5 敷地権の目的である土地の地下を目的とする「平成 24 年 6 月 20 日設定」を登記原因とする地上権の設定の登記

第 20 問 登記記録に次のような記録（抜粋）がある土地についてされる登記の申請に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ただし、乙区 1 番から 3 番までの根抵当権は、いずれも、元本が確定していないものとする。

権 利 部（甲区）（所有権に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成 10 年 2 月 2 日	
第 1111 号原因 平成 10 年 2 月 2 日売買			
所有者 A			
2	所有権移転	平成 20 年 5 月 1 日	
第 3232 号原因 平成 20 年 5 月 1 日売買			
共有者 持分 3 分の 2 D			
3 分の 1 E			

権 利 部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成 15 年 4 月 1 日	
第 2111 号原因 平成 15 年 4 月 1 日設定			
極度額 金 3,000 万円			
債務者 A			
根抵当権者 B			
C			
2	根抵当権設定	平成 22 年 11 月 1 日	
第 15555 号 原因 平成 22 年 11 月 1 日設定			
極度額 金 1,000 万円			
債務者 D			
E			

根抵当権者 F

G

3 根抵当権設定 平成 23 年 1 月 11 日

第 111 号 原因 平成 23 年 1 月 11 日設定

極度額 金 2,000 万円

債務者 D

根抵当権者 H

ア 甲区 2 番の所有権について、D 及び E の持分をそれぞれ 2 分の 1 ずつに更正する登記を申請する場合には、申請情報と併せて、F、G 及び H の同意を証する情報を提供することを要しない。

イ 乙区 1 番の根抵当権について、B の権利を I に譲渡する共有者の権利の移転の登記を申請する場合には、申請情報と併せて、C の同意を証する情報並びに D 及び E の承諾を証する情報を提供しなければならない。

ウ 乙区 1 番の根抵当権について、B が C に先立って弁済を受けるべき旨の優先の定めを登記を申請する場合には、申請情報と併せて、D 及び E の承諾を証する情報を提供しなければならない。

エ 乙区 2 番の根抵当権について、F が G に先立って弁済を受けるべき旨の優先の定めを登記を申請する場合には、申請情報と併せて、F に通知された登記識別情報を提供することを要しない。

オ 乙区 3 番の根抵当権について、根抵当権者 H を分割会社とする会社分割があったことを登記原因とする根抵当権の一部移転の登記を申請する場合には、申請情報と併せて、D 及び E の承諾を証する情報を提供しなければならない。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第 21 問 乙区 1 番に元本の確定前の根抵当権の設定の登記がされている甲土地について、第 1 欄に掲げる事由が生じた場合に、第 2 欄に掲げる登記の目的並びに登記原因及びその日付で登記の申請をすることができるものは、次の 1 から 5 までの記述のうちどれか。

第 1 欄 第 2 欄

1 甲土地が A 及び B の共有である場合において、根抵当権者からの元本の確定請求の通知が、A には平成 24 年 5 月 28 日に到達し、B には同月 31 日に到達した。登記の目的：1 番根抵当権元本確定

登記原因及びその日付：平成 24 年 5 月 28 日確定

2 平成 24 年 6 月 8 日に 1 番根抵当権の債務者を分割会社とする会社分割があり、同月 15 日に債務者でない根抵当権設定者から会社分割による元本の確定請求があった。

登記の目的：1 番根抵当権元本確定

登記原因及びその日付平成 24 年 6 月 15 日確定

3 平成 24 年 6 月 8 日に 1 番根抵当権の全部譲渡の契約がされ、同月 15 日に根抵当権設定者の承諾が得られた。登記の目的：1 番根抵当権移転

登記原因及びその日付：平成 24 年 6 月 8 日譲渡

4 平成 24 年 6 月 15 日に 1 番根抵当権の被担保債権について第三者による免責的債務引受けがあった。登記の目的：1 番根抵当権変更

登記原因及びその日付：平成 24 年 6 月 15 日免責的債務引受

5 1 番根抵当権について、乙土地と共同担保である旨の登記がされている場合において、平成 24 年 5 月 15 日に元本が確定し、同年 6 月 8 日に、乙土地について、物上保証人である根抵当権設定者から根抵当権の消滅請求があった。登記の目的：1 番根抵当権元本確定

登記原因及びその日付：平成 24 年 5 月 15 日確定

登記の目的：1 番根抵当権抹消

登記原因及びその日付：平成 24 年 6 月 8 日消滅請求

第 22 問 仮登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 抵当権の設定の仮登記を申請する場合には、抵当権の設定に関する登記原因証明情報を提供することを要しない。

イ 所有権の移転の仮登記をした後でも、買戻しの特約の仮登記を申請することができる。

ウ 共同根抵当権を設定した場合には、その仮登記を申請することができる。

エ 抵当権の設定の仮登記の登記権利者が死亡した場合の相続を登記原因とする当該仮登記の移転の登記は、仮登記でされる。

オ 相続を登記原因とする所有権の移転の仮登記を申請するために、「平成何年何月何日相続を原因とする所有権の移転の仮登記をせよ。」との仮登記を命ずる処分の申立てをすることができる。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第 23 問 登記記録に次のような記録（抜粋）のある農地に関する下記のアからオまでの登記のうち、当該登記の申請の際に農地法所定の許可があったことを証する情報の提供を要しなかったものを全て挙げている組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

権 利 部（甲区）（所有権に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和 50 年 1 月 31 日	
第 11111 号	原因	昭和 40 年 2 月 1 日相続	
所有者 A			
2	所有権移転	平成 20 年 4 月 1 日	
第 22222 号	原因	昭和 62 年 4 月 1 日時効取得	
所有者 B			
3	所有権移転	平成 20 年 10 月 1 日	
第 55555 号	原因	平成 20 年 5 月 1 日相続	
所有者 C			
4	所有権移転	平成 22 年 9 月 1 日	
第 33333 号	原因	平成 21 年 12 月 1 日死因贈与	
所有者 E			
5	所有権移転	平成 22 年 10 月 1 日	
第 55555 号	原因	平成 22 年 10 月 1 日売買	
所有者 F			
6	5 番所有権抹消	平成 22 年 11 月 1 日	
第 66666 号	原因	平成 22 年 11 月 1 日合意解除	

権 利 部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成 21 年 4 月 1 日	
第 44444 号	原因	平成 21 年 4 月 1 日設定	
極度額 金 1 億円			
債権の範囲 銀行取引 手形債権			
小切手債権			
債務者 C			

根抵当権者 D

2 賃借権設定 平成 23 年 11 月 1 日
第 88888 号 原因 平成 23 年 9 月 1 日設定
賃料 1 月金 5 万円
存続期間 10 年
賃借権者 G

ア 甲区 2 番の所有権の移転の登記

イ 甲区 3 番の所有権の移転の登記

ウ 甲区 6 番の所有権の移転の登記の抹消

エ 乙区 1 番の根抵当権の設定の登記

オ 乙区 2 番の賃借権の設定の登記

1 アイウ 2 アイエ 3 アウオ 4 イエオ 5 ウエオ

第 24 問 次のアからキまでの登記のうち、付記登記によってするものを全て挙げている組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 根抵当権の共有の場合にする優先の定めめの登記

イ 共同抵当における代価の配当をすべきときにする次順位の抵当権者の代位の登記

ウ 敷地権である旨の登記

エ 根抵当権者の相続に関する合意の登記

オ 抵当証券交付の登記の抹消の登記

カ 仮登記した所有権の移転請求権の移転の登記

キ 抵当権の順位の変更の登記

1 アイエカ 2 アウオキ 3 イウエオ 4 イオカキ 5 ウエカキ

第 25 問 登記が完了した旨の通知に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 債務者が単独で相続した土地について、相続を登記原因とする所有権の移転の登記が債権者の代位により申請され、当該登記を完了したときは、登記官は、当該債務者に対し、登記が完了した旨を通知しなければならない。

イ 抵当証券が発行されている場合において、債務者の氏名の変更の登記が債務者から単独で申請され、当該登記を完了したときは、登記官は、当該登記の登記記録上の抵当権者に対し、登記が完了した旨を通知しなければならない。

ウ 所有権の登記がない建物について、裁判所書記官の嘱託による仮差押えの登記を完了したときは、登記官は、当該建物の所有者に対し、登記が完了した旨を通知しなければならない。

エ 送付の方法により登記完了証の交付を求める場合には、申請人は、その旨及び送付先の住所を申請情報の内容としなければならない。

オ 申請情報を記載した書面を提出する方法により申請された登記を完了したときは、登記官は、登記原因及びその日付を登記完了証に記録しなければならない。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第26問 登記官の処分に係る審査請求に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 登記の申請情報及びその添付情報の保存期間の満了後においては、当該登記に関する審査請求をすることができない。

イ 審査請求人は、処分をした登記官を監督する法務局又は地方法務局長に対し、当該処分の執行の停止を申し立てることができる。

ウ 権利に関する登記が申請の権限を有しない者の申請によりされたものであることを理由として審査請求をすることはできない。

エ 処分をした登記官を監督する法務局又は地方法務局長は、当該処分に対する審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない。

オ 審査請求人は、裁決があるまでは、口頭により審査請求の取下げをすることができる。

- 1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第27問 不動産登記における登録免許税に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

なお、租税特別措置法等の特例法による税の減免の規定の適用は、ないものとする。

ア 登記権利者及び登記義務者が共同して登記の申請をした場合において、当該申請を取り下げたときは、登記義務者は、登録免許税の還付を受けることはできない。

イ 国が私人に対して土地を売却した場合において、所有権の移転の登記の嘱託をするときは、登録免許税が課されない。

ウ 学校法人が校舎の敷地として非課税であることを証する書面を添付することなく、登録免許税を納付して所有権の移転の登記を受けた場合には、その後、当該非課税であることを証する書面を提出して当該登録免許税の還付を受けることはできない。

エ 委託者から受託者に信託のために財産を移す場合における信託による財産権の移転の登記については、登録免許税が課されない。

オ 印紙をもって登録免許税を納付した登記の申請が却下された場合において、却下の日から1年以内に登記申請人から当該印紙を再使用したい旨の申出があったときは、登記官は、当該印紙を再使用することができる証明をしなければならない。

- 1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第28問 発起設立によって株式会社を設立する場合に本店の所在地においてする設立の登記の申請書の添付書面に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものは、幾つあるか。

ア 申請書には、発起人が設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額を記載し、又は記録している定款を添付しなければならない。

イ 会社が発起人となるときは、申請書には、発起人となる当該会社の定款を添付しなければならない。

ウ 定款に本店の所在地として最小行政区画である市区町村までを記載し、又は記録しているときは、申請書には、当該定款のほか、本店の所在場所を定めるにつき発起人全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

エ 定款にいわゆる変態設立事項の記載又は記録がないときは、申請書には、設立時取締役の調査報告を記載した書面及びその附属書類を添付することを要しない。

オ 設立しようとする会社が監査役設置会社であるときは、申請書には、設立時監査役の選任につき発起人全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

- 1 1個 2 2個 3 3個 4 4個 5 5個

第29問 会社法上の公開会社でない株式会社の新株予約権に係る変更の登記の申請に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 新株予約権の行使により株式を発行する場合における当該新株予約権の発行に係る募集事項として、株主総会の決議により資本金として計上しない額を定めたときは、新株予約権の行使による変更の登記の申請書には、当該株主総会の議事録を添付しなければならない。

イ 新株予約権の行使による変更の登記の申請は、新株予約権の行使の日から2週間以内に当該株式会社の本店の所在地においてしなければならない。

ウ 新株予約権の行使がされた場合においては、当該株式会社が自己株式のみを交付した

ときであっても、新株予約権の行使による変更の登記の申請をしなければならない。

エ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における当該新株予約権の発行に係る募集事項として定められた現物出資財産の価額の総額が 500 万円であるときは、新株予約権の行使による変更の登記の申請書には、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類を添付することを要しない。

オ 新株予約権の無償割当てをした場合においては、当該株式会社が自己新株予約権のみを交付したときであっても、新株予約権の無償割当てによる変更の登記の申請をしなければならない。

- 1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第 30 問 株式会社の役員等の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、第 1 欄の事由が生じた場合における登記の申請が平成 24 年 4 月 6 日にされ、登記をしたときの登記記録として第 2 欄の記載が誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

第 1 欄 第 2 欄

ア 会計参与である A 税理士法人が定めた計算書類等の備置場所のみを平成 24 年 4 月 2 日に〇県〇市〇町一丁目 1 番 1 号から〇府〇市〇町二丁目 2 番 2 号へ変更した。

会計参与 A 税理士法人（書類等備置場所）〇県〇市〇町一丁目 1 番 1 号

会計参与 A 税理士法人（書類等備置場所）〇府〇市〇町一丁目 2 番 2 号 平成 〇年〇月〇日就任

平成〇年〇月〇日登記

平成 24 年 4 月 2 日備置場所の変更

平成 24 年 4 月 6 日登記

イ 会計監査人を 1 名置くとの定款の定めのある会社において、一時会計監査人の職務を行うべき者として甲川一郎が選任されていたところ、株主総会において会計監査人として乙野太郎が選任され、平成 24 年 4 月 2 日に就任した。 仮会計監査人 甲川一郎

平成〇年〇月〇日就任

平成〇年〇月〇日登記

平成 24 年 4 月 2 日資格喪失

平成 24 年 4 月 6 日登記

会計監査人 乙野太郎 平成 24 年 4 月 2 日就任

平成 24 年 4 月 6 日登記

ウ 社外取締役甲山花子が平成 24 年 4 月 2 日に子会社の使用人に就任した。

取締役 甲山花子

(社外取締役)

取締役 甲山花子 平成○年○月○日就任

平成○年○月○日登記

平成 24 年 4 月 2 日子会社の使用人兼任

平成 24 年 4 月 6 日登記

エ 取締役甲谷次郎が平成 23 年 12 月 1 日に辞任したにもかかわらず会社がその辞任の登記の申請をしなかったため、甲谷次郎が当該会社を被告として取締役の辞任の登記の申請手続を求める訴えを○○地方裁判所に提起したところ、当該訴えに係る請求を認容する判決が平成 24 年 4 月 2 日に確定した。 取締役 甲谷次郎 平成○年○月○日就任

平成○年○月○日登記

平成 24 年 4 月 2 日○○地方裁判所の判決確定

平成 24 年 4 月 6 日登記

オ 取締役乙海春子について成年被後見人とする審判が平成 24 年 4 月 2 日に確定した。 取締役 乙海春子 平成○年○月○日就任

平成○年○月○日登記

平成 24 年 4 月 2 日資格喪失

平成 24 年 4 月 6 日登記

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第 31 問 清算株式会社(解散の時に会社法上の公開会社又は大会社であったものを除く。)がする登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 清算株式会社が監査役を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をし、当該定款の変更の効力が生じたときは、監査役設置会社の定めを廃止による変更の登記及び監査役の退任による変更の登記を申請しなければならない。

イ 株主総会の決議により株式会社が直ちに解散するとともに清算人が選任された場合には、当該清算人が当該決議の翌日に就任の承諾をしたときであっても、当該決議の日から 2 週間以内に、その本店の所在地において、解散の登記及び清算人の登記を申請しなければならない。

ウ 清算株式会社は、支配人を選任して、その登記をすることはできない。

エ 清算人会を置く旨の定款の定めがある株式会社が解散したときにする清算人の登記においては、清算人の氏名並びに代表清算人の氏名及び住所のほか、清算人会設置会社である旨も登記しなければならない。

オ 清算株式会社は、解散前に新株予約権付社債に付された募集新株予約権の発行に係る募集事項を決定したときに限り、募集新株予約権の発行による変更の登記を申請することができる。

- 1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第 32 問 株式交換の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 清算株式会社を当事会社とする株式交換による変更の登記は、することができない。

イ 株式交換完全親会社が株式交換完全子会社の新株予約権付社債を承継する場合における株式交換完全親会社がする株式交換による変更の登記の申請書には、株式交換完全親会社において債権者異議手続をしたことを証する書面を添付することを要しない。

ウ 株式交換完全子会社の株主が株式交換完全親会社である合同会社の社員となる場合における株式交換完全親会社がする株式交換による変更の登記の申請書には、別段の定めのある定款が添付されない限り、株式交換契約について株式交換完全親会社の総社員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

エ 株式交換完全親会社がする株式交換による変更の登記においては、株式交換をした旨並びに株式交換完全子会社の商号及び本店も登記しなければならない。

オ 株式交換完全子会社がする株式交換による新株予約権の変更の登記の申請書には、株式交換完全親会社の本店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に株式交換完全子会社の本店がないときは、登記所において作成した株式交換完全子会社の代表取締役又は代表執行役の印鑑の証明書を添付しなければならない。

- 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第 33 問 株式会社の登記の更正に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 取締役 4 名及び監査役 2 名が選任されたことが記載されている株主総会の議事録を添付して取締役 4 名の就任による変更の登記のみが申請され、当該変更の登記がされているときは、当該株式会社は、監査役 2 名の就任につき遺漏による登記の更正を申請することができる。

イ 監査役の平成24年6月11日就任による変更の登記が同月18日付けで申請され、当該変更の登記がされている場合には、実際の就任日が同月19日であったときであっても、当該株式会社は、同日を当該監査役の就任日とする錯誤による更正の登記を申請することができない。

ウ 登記の更正を申請する場合には、その登記により抹消する記号が記録された登記事項があるときであっても、当該株式会社は、その登記の回復を申請することを要しない。

エ 登記官の過誤により登記に遺漏が生じたときは、当該株式会社は、その登記の更正を申請することができない。

オ 登記記録に取締役の氏名が誤って記録されているときは、当該株式会社は、錯誤があることを証する書面を添付することなく、錯誤による登記の更正を申請することができる。

- 1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第34問 合資会社の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 社員の死亡によりその相続人が当該社員の持分を承継する旨を定款で定めている場合において、当該合資会社の有限責任社員Aが死亡し、当該合資会社の無限責任社員BがAの唯一の相続人として相続によりその持分を承継したときは、Aについては死亡による退社を原因とし、Bについては相続による加入を原因とする有限責任社員の変更の登記をしなければならない。

イ 社員の全員が退社したことにより当該合資会社が解散した場合には、退社を原因とする社員の変更の登記をすることなく、解散の登記のみをすることができる。

ウ 社員の死亡によりその相続人が当該社員の持分を承継する旨を定款で定めている場合において、当該合資会社の社員が死亡したことにより、当該合資会社の社員でない当該社員の相続人が相続により当該合資会社に加入したときは、相続による加入を原因とする社員の変更の登記の申請書には、その者が死亡した社員の相続人であることを証する書面を添付しなければならない。

エ 合同会社が無限責任社員を加入させる定款の変更をしたことにより合資会社となった場合に当該合資会社についてする設立の登記の申請書には、有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面を添付することを要しない。

オ 社員でない者が市場価格1,000万円の有価証券を出資して当該合資会社の有限責任社員となったことによる社員の加入による変更の登記の申請書には、当該有価証券の市場価格を証する書面を添付することを要しない。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第 35 問 一般財団法人（特例民法法人及び特例民法法人からの移行により設立するものを除く。）の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 解散後も監事を置く旨の定款の定めのある一般財団法人が定款で定めた存続期間の満了により解散したときは、監事設置法人である旨の登記を申請しなければならない。

イ 設立の登記の申請書には、登記すべき事項として資産の総額を記載しなければならない。

ウ 目的を評議員会の決議によって変更することができる旨の定款の定めのない一般財団法人であっても、評議員会の特別決議により目的を変更したことを証する評議員会の議事録及び裁判所の許可書を添付すれば、目的の変更の登記を申請することができる。

エ 主たる事務所の所在地においてする設立の登記の申請書には、登記すべき事項として法人成立の年月日を記載することを要しない。

オ ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも 300 万円未満となったことにより当該翌事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散する一般財団法人について、清算人として定款で定める者又は評議員会の決議により選任された者がおらず、理事が清算人となる場合において、当該一般財団法人の理事会において代表理事として選定されていた者が代表清算人として申請する解散の登記及び清算人の登記の申請書には、定款を添付すれば足りる。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第 36 問 平成 24 年 5 月 11 日、司法書士法務花子は、民事太郎から不動産登記に関する相談を受け、後記〔民事太郎から聴取した内容〕の事実関係を聴取するとともに、別紙 1、2 及び 4 から 7 までの書類の提示を受けた。

司法書士法務花子は、翌日、関係当事者全員に対し、後記〔司法書士法務花子の説明〕のとおり説明し、関係当事者全員からその了解を得た。そこで、司法書士法務花子は、別紙 3、8、9 等の書類を事前に準備するように依頼するとともに、同年 6 月 29 日までに必要な手続を終えるように依頼した。

同日、司法書士法務花子は、関係当事者全員から必要な手続を終えたことの報告を受けたため、関係当事者全員から、〔民事太郎から聴取した内容〕及び〔司法書士法務花子の説明〕の内容に沿ってすることができる全ての登記の申請手続につき代理することの依頼を受けるとともに、登記の申請手続に必要な書類を全て受領し、同日、管轄登記所に書面を提出する方法により、登記の申請を行った。

なお、その他の事実関係については、後記〔事実関係に関する補足事項〕に記載したとおりである。

以上に基づき、後記の問1から問6までに答えなさい。

〔民事太郎から聴取した内容〕

1 私の母である民事A子は、平成14年12月3日に死亡しました。民事A子の相続人は、私と弟の民事次郎の二人だけです。民事A子の夫であり、私の父である民事B男は、民事A子よりも先に死亡しています。

2 民事A子が死亡時に所有していた財産は、甲土地のみでした。

なお、甲土地は、現在、民事次郎が耕作しています。

3 民事A子は、質素に生活しておりましたので、別紙4の遺言書を残して死亡したことを除いては、私や私以外の者に対して、別紙5の請求の対象となる行為はしていませんでした。また、民事A子には、借金やローンなどの負債もありませんでしたし、民事A子の死亡によって寄与分が問題となることもありませんでした。

4 民事A子の葬儀を済ませ、親族一同で後片付けをしていたところ、机の中から別紙4の遺言書が見つかりました。そこで、四十九日明けに遺言書に基づき甲土地の所有権の移転の登記を済ませたところ、別紙5の請求書が届いたのです。

なお、私は、平成15年10月1日、民事A子が住んでいた私の実家から現住所に転居しています。

5 それからしばらくの間、甲土地の権利については、お互い何の主張もしないまま、放置していました。しかし、諸事情により甲土地をこれ以上放っておくわけにもいなくなりましたので、遅ればせながら、私と民事次郎との間で協議をしました。そして、昨日、甲土地について、共有関係を廃して民事次郎の単独所有とし、その代わり、民事次郎は、私に対し、乙土地を譲渡し、乙土地の所有権の移転の時期を平成24年5月12日とするので、協議がまとまりました。

6 以上の次第ですので、昨日まとまった協議のとおり、甲乙両土地の登記記録上の所有者を変えていただきたいのです。以上については、民事次郎も了承済みです。

7 乙土地の登記記録に担保権者として記録されている豊駒郡林町林17番地の司法三郎なる者は、親族の誰にも心当たりがなく、あちこち駆け回って調べましたが、行方が知れません。借用証書や領収書等、借金の事情が分かる書類も、全くありません。そこで、できましたら、乙土地の担保権の登記を抹消していただきたいのです。

〔司法書士法務花子の説明〕

1 甲土地について、〔民事太郎から聴取した内容〕5の協議（以下「5月10日の協議」という。）に基づく登記を申請するに当たって、前提としてすべき登記がありますので、御協力をお願いします。

2 （ア）判例の趣旨に照らせば、甲土地について、5月10日の協議を亡民事A子の遺産分割の協議と解して登記を申請することはできないと考えますが、5月10日の協議のとおり登記を申請すること自体は可能であり、その際には、民事太郎様と民事次郎様が共同して登記を申請する必要があります。この点については、乙土地も、同様です。

3 抵当権者が行方不明のときに権利の登記を抹消する方法は、幾つかありまして、本件の場合には、例えば、（イ）被担保債権の弁済期から（X）年以上経過しているときは、被担保債権の元本と利息、遅延損害金を全額（Y）すれば、裁判の手續を利用しなくとも、乙土地の所有者が単独で抵当権の登記の抹消を申請することができることになっています。もう少し準備しないと断言することはできませんが、本件の場合には、この方法で申請するのが負担が少なく、よろしいのではないかと考えます。

〔事実関係に関する補足事項〕

1 〔民事太郎から聴取した内容〕は、真実に合致しており、また、〔民事太郎から聴取した内容〕に基づく行為や〔司法書士法務花子の説明〕の説明内容は、全て適法である。

2 本件の当事者間には、〔民事太郎から聴取した内容〕及び各別紙に記載されているもの以外には、実体上の権利義務関係は、存在しない。

3 登記申請に当たって法律上必要となる手續は、登記の申請までに全てされている。

なお、登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、平成24年6月27日に第三者の許可、同意又は承諾を得ているものとする。

4 司法書士法務花子は、複数の登記の申請をする場合には、申請件数、申請人の数及び登録免許税の額が最も少なくなるように登記を申請している。

5 司法書士法務花子は、所有権に関する登記を申請した後に、所有権以外の権利に関する登記を申請している。

6 司法書士法務花子は、登記申請において、別紙の情報を添付情報として利用することができる場合には、これを添付情報として利用している。

7 別紙は、いずれも、実際の様式とは異なる。また、別紙として提示されていない登記に必要な書類は、〔民事太郎から聴取した内容〕や〔司法書士法務花子の説明〕に沿う形で、法律上全て適式に作成されている。

8 〔司法書士法務花子の説明〕中の（Y）の手續は、平成24年6月28日、民事太郎が書面を提出する方法によって行っている。

9 甲土地に係る不動産の価額は40万6,666円で、乙土地に係る不動産の価額は36万9,800円であり、平成14年以降は、これらの価額の変動はない。

10 千葉地方法務局茂原支局は、平成19年8月27日に不動産登記法附則第6条第1項に規定する法務大臣の指定（いわゆるオンライン庁の指定）を受けている。

問1 〔司法書士法務花子の説明〕中、司法書士法務花子が下線部（ア）の見解を述べた理由を第36問答案用紙の第1欄（120字以上240字以内）に記載しなさい。

なお、第1欄の記入に当たっては、横書きで記載し、文字、数字又はかぎ括弧等の記号1字につき一升を使用しなさい。ただし、字下げその他一般的な原稿用紙の記載のルールに従うことを要しない。

問2 甲土地について、〔司法書士法務花子の説明〕の下線部（ア）に基づく登記の前提として申請すべき登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記原因及びその日付、申請人の氏名又は名称並びに登録免許税額を第36問答案用紙の第2欄の1件目及び2件目の各欄に記載しなさい。

なお、2件目の登記申請をすることを要しない場合には、2件目の申請情報の登記の目的欄に「申請不要」と記載しなさい。

問3 甲土地について、司法書士法務花子が〔司法書士法務花子の説明〕の下線部（ア）に基づき申請した登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記原因及びその日付、申請人の氏名又は名称、登記原因証明情報を除く添付情報並びに登録免許税額を第36問答案用紙の第3欄に記載しなさい。

問4 〔司法書士法務花子の説明〕中、（X）及び（Y）に入れるべき適切な語句を第36問答案用紙の第4欄の（X）及び（Y）の各欄にそれぞれ記載しなさい。

問5 乙土地について、〔司法書士法務花子の説明〕の下線部（イ）に基づく登記以外に、司法書士法務花子が申請した登記がある場合には、当該登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記原因及びその日付、申請人の氏名又は名称並びに登録免許税額を第36問答案用紙の第5欄に記載しなさい。

なお、そのような登記がない場合には、申請情報の登記の目的欄に「申請不要」と記載しなさい。

問6 乙土地について、司法書士法務花子が〔司法書士法務花子の説明〕の下線部（イ）に基づき申請した登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記原因及びその日付、申請人の氏名又は名称、添付情報並びに登録免許税額を第36問答案用紙の第6欄に記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

1 問2, 3, 5及び6の解答は, 次の要領で行う。

(1) 申請人の氏名又は名称欄に解答を記載するに当たっては, 「権利者」, 「申請人」, 「(被承継会社)」等の表示も, 記載する。

なお, 住所又は本店は, 記載することを要しない。

(2) 添付情報欄の解答は, 次の要領で行う。

ア 解答欄にあらかじめ記載された情報について, 法令上提供することを要しない場合には「不要」を, それ以外の場合には「要」を, それぞれ○で囲む。

イ アで「要」を選んだ場合において, その情報が別紙のものであるときは, ()内に, 例えば, 「別紙4」のように, 添付情報を特定して記載する。添付情報が別紙以外の情報となるときは, ()内に, 例えば, 「株式会社エムの履歴事項全部証明書」のように, 具体的な添付情報の内容を記載する。

ウ 解答欄にあらかじめ記載されていない情報を添付情報として提供しなければならないときは, 「その他」の次の()内に, その情報が別紙のものであるときは, 例えば, 「変更を証する情報(別紙9)」のように, 添付情報の種類を特定するとともに, 別紙の番号を括弧を付けて記載する。その情報が別紙以外の情報であるときは, 例えば「承認を証する情報(株式会社エムの取締役会議事録)」のように, 添付情報の種類を特定するとともに, 具体的な添付情報の内容を括弧を付けて記載する。

「その他」の次の()内に記載すべき添付情報がない場合には, 当該欄に「なし」と記載する。

エ「前件添付」, 「添付省略」等の記載はしない。

(3) 登録免許税欄に解答を記載するに当たり, 登録免許税が免除され, 又は登録免許税が軽減される場合には, その根拠となる法令の条項を登録免許税欄に登録免許税額とともに記載する。

なお, 租税特別措置法等の特例法による税の減免の規定の適用は, ないものとする。

2 数字を記載する場合には, 算用数字を使用する。

3 訂正, 加入又は削除をしたときは, 押印や字数を記載することを要しない。ただし, 訂正は, 訂正すべき字句に線を引き, 近接箇所に訂正後の字句を記載し, 加入は, 加入する部分を明示して行い, 削除は, 削除すべき字句に線を引いて, 訂正, 加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載する。

別紙1 甲土地の全部事項証明書【一部記載省略】

地図番号

所在

① 地 番

2378 番 5

余白

【略】

茂原市高見台字南辻

② 地 目

田

余白

余白

余白

原因及びその日付 [登記の日付]

余白

昭和 63 年法務省令第 37 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記

平成 11 年 7 月 7 日

表題部 (土地の表示)

平成 11 年 7 月 7 日

調整

不動産番号

【略】

筆界特定

③ 地 積 m^2

1250

余白

順位番号

1

2

登記の目的

所有権移転

余白

所有権移転

受付年月日・受付番号

平成3年3月1日

第2756号

余白

平成15年1月27日

第151号

権利者その他の事項

原因 平成2年8月30日相続

所有者 茂原市八幡3400番地

民事A子

順位3番の登記を移記

昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記

平成11年7月7日

原因 平成14年12月3日相続

所有者 茂原市八幡3400番地

民事太郎

権利部（甲区）（所有権に関する事項）

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成24年5月9日

千葉地方法務局茂原支局

登記官

千葉太郎 印

別紙2 乙土地の全部事項証明書【一部記載省略】

地図番号

所在

① 地番

3603番2

余白

【略】

茂原市奥沢字寺東

② 地 目

雑種地

余白

余白

余白

原因及びその日付 [登記の日付]

余白

昭和 63 年法務省令第 37 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記

平成 11 年 7 月 7 日

表題部 (土地の表示)

平成 11 年 7 月 7 日

調整

不動産番号

【略】

筆界特定

③ 地 積 m^2

20

余白

順位番号

1

2

登記の目的

所有権移転

余白

所有権移転

受付年月日・受付番号

昭和 55 年 8 月 29 日

第 14150 号

余白

平成 12 年 1 月 6 日

第 147 号

権利者その他の事項

原因 昭和 40 年 1 月 15 日相続

所有者 茂原市奥沢 3213 番地

刑事四郎

順位 4 番の登記を移記

昭和 63 年法務省令第 37 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記

平成 11 年 7 月 7 日

原因 平成 12 年 1 月 5 日売買

所有者 茂原市高見台 1264 番地

民事次郎

権利部（甲区）（所有権に関する事項）

順位番号

1

登記の目的

抵当権設定

余白

受付年月日・受付番号

昭和 5 年 1 月 21 日

第 102 号

余白

権利者その他の事項

原因 昭和 5 年 1 月 20 日付借用証書

債権額 金 350 円

抵当権者 豊駒郡林町林 17 番地

司法三郎

順位 1 番の登記を移記

昭和 63 年法務省令第 37 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記

平成 11 年 7 月 7 日

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成 24 年 5 月 10 日

千葉地方法務局茂原支局

登記官

千葉太郎 印

別紙 3 乙土地の閉鎖登記簿謄本【表題部，甲区及び認証文は省略】

*注 ① 本閉鎖登記簿謄本は，平成 24 年 5 月 14 日に千葉地方法務局茂原支局登記官千葉太郎が作成したものである。

② 傍線のある部分は，朱抹されていることを示す。

③ 問題文の表記の都合上，一部の字を改めている。

（利権の外以権有所） 区 乙 順位

番号 事 項 欄

巻 昭和五年壱月貳拾壱日受付 第壱〇貳号

昭和五年壱月貳拾日付借用証書に依り

豊駒郡林町林拾七番地司法三郎の為

債権額 金参百五拾円

弁済期 昭和六年壱月貳拾日

の定めにて抵当権を登記す

㊞

別紙 4 【一部記載省略】

遺言公正証書

本公証人は，遺言者民事A子の囑託により，証人〇〇〇〇，同〇〇〇〇の立会いのもとに，遺言者の口述を筆記してこの証書を作成する。

第1条 遺言者は、遺言者の有する次の土地を、遺言者の長男民事太郎（昭和 29 年 3 月 23 日生）に相続させる。

- 1 所在 茂原市高見台字南辻
地番 2378 番 5
地目 田
地積 1250 平方メートル

第2条 遺言者は、祖先の祭祀の主事者として、長男民事太郎を指定する。

本旨外要件

住所 茂原市八幡 3400 番地

職業 無職

遺言者 民事A子

大正 12 年 8 月 7 日生

上記は印鑑登録証明書の提出により、人違いでないことを証明させた。

【略】

この証書は、平成 3 年 3 月 8 日日本職役場において、民法第 969 条第 1 号ないし第 4 号に定める方式に従って作成し、同条第 5 号に基づき、本職次に署名押印する。

【略】

別紙 5

遺留分減殺請求書

私は、亡民事A子の相続人で、遺留分権利者です。亡民事A子は、平成 3 年 3 月 8 日付遺言公正証書により、あなたに対し、後記土地を相続させる旨の遺言をし、平成 14 年 12 月 3 日死亡しました。これにより、私の遺留分が侵害されております。

よって、本書面をもって遺留分減殺請求権を行使し、遺留分に相当する財産の返還を求めます。

平成 15 年 2 月 5 日

茂原市高見台 1264 番地

通知人 民事次郎 ㊞

茂原市八幡 3400 番地

民事太郎 様

土地の表示

所在 茂原市高見台字南辻

地番 2378 番 5

地目 田

地積 1250 平方メートル

別紙 6

*注 別紙 5 に関する証明書である。

契印

消印

郵便物配達証明書

受取人の

氏 名 民事太郎 様

引受番号 176-10-36915-0

上記の郵便物は平成 15 年 2 月 7 日配達したので
これを証明します。

茂原中央郵便局

日付印

消印

別紙 7

不在籍・不在住証明願

本籍 豊駒郡林町林 17 番地

住所 豊駒郡林町林 17 番地

氏名 司法三郎

上記の者が、

- 1 現在上記の本籍に該当する戸籍・除籍がないこと
 - 2 現在上記の肩書地に居住していないこと
- について御証明願います。

平成 24 年 5 月 9 日

住所 茂原市高見台 3379 番地

氏名 民事太郎 ㊞

林町長 殿

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 24 年 5 月 9 日

林町長 林春男 印

別紙 8 平成 24 年 5 月 14 日に差し出し、同年 5 月 21 日に差出人に返還された郵便物の封筒

【一部記載省略】

*注 ① 封筒の中には、司法三郎に対して別紙 2 記載の担保権の被担保債権全額の受領を催告する書面が入っている。

② 封筒の裏面には、差出人である民事太郎の住所氏名が記載されている。

切手

切手

豊駒郡林町林

司法 三郎 様

一七番地

配達証明

2

*

*

*

*

*

*

消印

あて所に尋ね

あたりません

林

松岡

大野

1

2

RETURN

UNKNOWN

176-10-51942-4

別紙9【一部記載省略】

*注 別紙8の郵便物の受領証である。

民事太郎

様

茂原市高見台 3379 番地

(ご依頼主のご住所・お名前)

お届け先のお名前

お問い合わせ番号

申出損害要償額

摘 要

司法三郎

176 - 10 - 51942 - 4

消印

書留・特定記録郵便物等受領証

800

一般書留

配達証明

【略】

第 37 問 司法書士法務太郎は、平成 24 年 6 月 1 日に事務所を訪れた有限会社甲山商事の代表者から、別紙 1 から 4 まで及び 7 の書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受け、別紙 10 のとおり事情を聴取し、確認をした。また、司法書士法務太郎は、同年 7 月 1 日に事務所を訪れた株式会社甲山商事の代表者から、別紙 1 から 9 までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受け、別紙 11 のとおり事情を聴取し、確認をした。司法書士法務太郎は、登記すべき事項や登記のための要件などを説明したところ、必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理をそれぞれの日に依頼された。司法書士法務太郎は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書類の交付を受け、管轄登記所に対し、同年 6 月 1 日と同年 7 月 2 日にそれぞれの登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問 1 から問 3 までに答えなさい。

問 1 平成 24 年 6 月 1 日に申請をした登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、添付書面の名称及び通数並びに登録免許税の額を第 37 問答案用紙の第 1 欄に記載しなさい。ただし登記の申請をすることができる場合に、登記すべき事項中「商号」、「本店」、「公告をする方法」及び「目的」については、記載することを要しない。また、同時に申請すべき解散の登記については、記載することを要しない。

問 2 平成 24 年 7 月 2 日に申請をすべき登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、添付書面の名称及び通数並びに登録免許税の額を第 37 問答案用紙の第 2 欄に記載しなさい。ただし、吸収合併による変更の登記の申請をすることができる場合に、同時に申請すべき有限会社乙山商事に関する登記については、記載することを要しない。

問 3 有限会社甲山商事の代表者から平成 24 年 6 月 1 日に聴取した内容又は株式会社甲山商事の代表者から同年 7 月 1 日に聴取した内容のうち、登記することができない事項がある場合には、当該事項及びその理由を第 37 問答案用紙の第 3 欄に記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 登記申請書の添付書面は、全て適式に調えられており、所要の記名押印がされているものとする。
- 2 登記申請書の添付書面については、他の書面を援用することができる場合であっても、援用しない。

- 3 解答欄の各欄に記載すべき事項がない場合には、該当の欄に「なし」と記載する。
- 4 有限会社甲山商事及び有限会社乙山商事に関しては、別紙1から11までに現れている以外には、会社法（平成17年法律第86号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）の規定と異なる定款の定めは、存しないものとする。
- 5 被選任者の就任承諾は、選任された日に適法に得られているものとする。
- 6 東京都千代田区は、東京法務局の管轄である。
- 7 登記申請に伴って必要となる印鑑の提出の手続は、適法にされるものとする。
- 8 株式会社甲山商事は、設立以来、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上となったことはないものとする。
- 9 平成24年6月1日に申請した登記及び同年7月2日に申請すべき登記に関し、官庁の許可を要する事項はないものとする。
- 10 数字を記載する場合には、算用数字を使用する。
- 11 訂正、加入又は削除をしたときは、押印や字数を記載することを要しない。ただし、訂正は、訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は、加入する部分を明示して行い、削除は、削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載する。

別紙1

【平成24年6月1日聴取時点の有限会社甲山商事に係る現在事項全部証明書抜粋】

現在事項全部証明書

東京都千代田区甲山町1番地

有限会社甲山商事

会社法人等番号〇〇〇〇-02-〇〇〇〇〇〇

商号 有限会社甲山商事

本店 東京都千代田区甲山町1番地

公告をする方法 官報に掲載してする。

平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記

会社成立の年月日 平成10年10月1日

目的 (1) 飲食店の経営

(2) 前号に附帯関連する一切の事業

発行可能株式総数 60株

平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記

発行済株式の総数並びに種類及び数 発行済株式の総数

60 株

平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記

資本金の額 金 300 万円

株式の譲渡制限に関する規定 当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当会社が承認したものとみなす。

平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記

役員に関する事項 東京都千代田区さくら町 1 番地

取締役 A 平成 21 年 6 月 28 日重任

平成 21 年 7 月 1 日登記

東京都千代田区さくら町 2 番地

取締役 B 平成 22 年 6 月 28 日就任

平成 22 年 7 月 1 日登記

東京都千代田区さくら町 3 番地

取締役 C 平成 23 年 6 月 28 日就任

平成 23 年 7 月 1 日登記

代表取締役 A 平成 21 年 6 月 28 日重任

平成 21 年 7 月 1 日登記

東京都千代田区さくら町 4 番地

監査役 D 平成 22 年 6 月 28 日就任

平成 22 年 7 月 1 日登記

整理番号ア〇〇〇〇〇〇 ※ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

別紙 2

有限会社甲山商事の平成 24 年 5 月 26 日現在の株主及び持株数

株主名 持株数

A 45 株

B 10 株

C 5 株

別紙 3

【平成 24 年 5 月 26 日開催の有限会社甲山商事の臨時株主総会における議事の経過の概要を記載した書面】

第 1 号議案 定款一部変更の件

商号変更により通常の株式会社に移行するために、移行の登記の時に効力が発生することを停止条件として、次のとおり定款を一部変更することが諮られ、出席株主全員が賛成した。

記

(新旧対照表については、記載を省略)

第 2 号議案 役員選任の件

第 1 号議案の承認による通常の株式会社への移行の登記の時に任期満了により退任する下記の役員全員を再度選任することが諮られ、出席株主全員が賛成した。

記

(役員名については、記載を省略)

第 3 号議案 合併契約承認の件

別紙 (※別紙 7) のとおりの合併契約の承認が諮られ、出席株主全員が賛成した。

第 4 号議案 役員選任の件

次の者の選任が諮られ、出席株主全員が賛成した。なお、被選任者は、平成 24 年 7 月 1 日に就任するものとして、席上就任承諾をした。

記

取締役 D, 監査役 E, 監査役 F

第 5 号議案 定款一部変更の件

通常の株式会社に移行した後の定款第 5 条につき、次のとおり定款を一部変更することが諮られ、出席株主全員が賛成した。ただし、当該定款変更の効力発生は、第 3 号議案で承認された合併契約に係る吸収合併が効力を生じた時とする。

商号変更後の定款 変更案

(発行可能株式総数)

第 5 条当社の発行可能株式総数は、240 株とする。

(発行可能株式総数)

第 5 条当社の発行可能株式総数は、500 株とする。

別紙 4

【商号変更後の定款】

株式会社甲山商事定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社甲山商事と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 飲食店の経営
- (2) 上号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 東京都千代田区 に置く。

(公告をする方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、240株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第7条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第8条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第9条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない

ない。

(株主の住所等の届出)

第 10 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式によりその氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 11 条 当会社は、毎年 4 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集することができる。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき、代表取締役が招集する。

2 株主総会の議長は、代表取締役とする。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第 16 条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載し、又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置及び取締役の員数)

第 17 条 当社は、取締役会を置く。

2 当社の取締役は、3 名以上 7 名以内とする。

(選任)

第 18 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役の選定)

第 20 条 代表取締役は、取締役会の決議で定める。

2 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役社長 1 名を選定し、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

3 代表取締役は、当社の業務を執行する。

4 取締役会の決議により、代表取締役以外の者の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わって招集し、議長となる。

2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし緊急を要する場合はこれを短縮することができる。

3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第 22 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会議事録)

第 24 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

2 取締役会の議事録は、取締役会の日から 10 年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役

(監査役の設置及び監査役の員数)

第 27 条 当会社は、監査役を置く。

2 当会社の監査役は、3 名以内とする。

(監査役の選任)

第 28 条 監査役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第 30 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 31 条 当会社の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第 32 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 4 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録がある株主又は登録株式質権者（以下、「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録がある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

3 金銭による剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

第 7 章 附則

(移行後の最初の代表取締役)

第 33 条 商号変更による通常の株式会社への移行後の最初の代表取締役は、次の者とする。

東京都千代田区さくら町 1 番地

代表取締役 A

別紙 5

【平成 24 年 6 月 29 日現在の有限会社乙山商事に係る現在事項全部証明書**の抜粋**】

現在事項全部証明書

東京都千代田区乙山町 1 番地

有限会社乙山商事

会社法人等番号〇〇〇〇-02-〇〇〇〇〇〇

商号 有限会社乙山商事

本店 東京都千代田区乙山町 1 番地

公告をする方法 官報に掲載してする。

平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記

会社成立の年月日 平成 17 年 11 月 1 日

目的 (1) 飲食店の経営

(2) 前号に附帯関連する一切の事業

発行可能株式総数 60 株 平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記

発行済株式の総数並びに種類及び数 発行済株式の総数

60 株 平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記

資本金の額 金 300 万円

株式の譲渡制限に関する規定 当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。

平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記

役員に関する事項 東京都千代田区さくら町 4 番地

取締役 D

東京都港区梅ノ木町 2 番地

取締役 E

東京都港区梅ノ木町 3 番地

取締役 F

代表取締役 D

整理番号 ア〇〇〇〇〇〇 ※ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

別紙 6

有限会社乙山商事の平成 24 年 6 月 18 日現在の株主及び持株数

株主名 持株数

D 60 株

別紙 7

【合併契約書】

吸収合併契約書

【吸収合併存続会社】 東京都千代田区甲山町 1 番地

有限会社甲山商事

【吸収合併消滅会社】 東京都千代田区乙山町 1 番地

有限会社乙山商事

有限会社甲山商事（以下、「甲」という。）と、有限会社乙山商事（以下、「乙」という。）とは、次のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（吸収合併）

第1条 甲は、甲の商号を株式会社とする商号変更（変更後の商号 株式会社甲山商事）を条件に乙を合併して存続し、乙は、解散する。

（吸収合併消滅会社の株主に対して交付する対価及びその割当てに関する事項）

第2条 甲は、合併に際して新株を発行し、合併期日現在における乙の株主名簿に記載された株主に対して、その所有する乙の株式1株につき、甲の株式1.22株の割合をもって割当交付する。

（増加すべき資本金及び準備金）

第3条 甲が吸収合併により増加すべき資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 300万円とする。
- (2) 資本準備金 増加しない。
- (3) 利益準備金 増加しない。

（吸収合併契約の承認手続）

第4条 甲及び乙は、平成24年6月30日までに、それぞれ本契約の承認及び吸収合併実行に必要な事項に関する手続を行う。

（吸収合併がその効力を生ずる日）

第5条 吸収合併の効力発生日は、平成24年7月1日とする。ただし、吸収合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（会社財産の管理等）

第6条 甲及び乙は、本契約締結後吸収合併の効力発生日の前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行う。

（吸収合併条件の変更及び本契約の解除）

第7条 本契約締結の日から吸収合併の効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ吸収合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（本契約の効力）

第8条 本契約は、第4条に定める甲及び乙の吸収合併契約承認総会の承認が得られないときは、その効力を失う。

(本契約に定めのない事項)

第9条 本契約に定める事項のほか、吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、
甲乙協議のうえ定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲がこれを保有する。

平成24年5月18日

(甲)

【吸収合併存続会社】東京都千代田区甲山町1番地

(乙)

有限会社甲山商事

代表取締役 A

【吸収合併消滅会社】東京都千代田区乙山町1番地

有限会社乙山商事

代表取締役 D

別紙8

【平成24年6月18日開催の有限会社乙山商事の臨時株主総会における議事の経過の概要】
議案合併契約承認の件

別紙(※別紙7)のと通りの合併契約の承認が諮られ、出席株主全員が賛成した。

別紙9

【平成24年6月28日開催の株式会社甲山商事の定時株主総会における議事の経過の概要】
議案 決算承認の件

別紙計算書類(省略)の承認を求めたところ、出席株主全員が賛成した。

別紙10

司法書士の聴取記録(平成24年6月1日)

1 有限会社甲山商事は、平成24年5月26日午前10時から午前11時までの間において、
臨時株主総会を開催した。株主全員が出席したが、第4号議案の直前に株主B及びCが退
席し、株主B及びCは、第4号議案及び第5号議案に関して議決権を行使しなかった。議
事の経過の概要は、別紙3記載のとおりである。

2 有限会社甲山商事の定款には、取締役及び監査役の任期に関して、次の規定がある。
ただし、この条項以外に、任期に関する定款の定めは、ない。

(任期)

第20条 取締役及び監査役の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 取締役B及びCは、補欠として選任された者ではない。

4 監査役Dは、監査役Gが平成22年6月28日開催の定時株主総会の終結の時をもって辞任したことから、その補欠として選任された者である。

なお、監査役Gは、平成21年6月28日開催の定時株主総会において選任され、同株主総会の終結の時に重任した者である。

5 通常の株式会社への移行の登記については、本日申請をしてほしい。

別紙11

司法書士の聴取記録（平成24年7月1日）

1 有限会社甲山商事は、平成24年5月26日午前10時から午前11時までの間において、臨時株主総会を開催した。議事の経過の概要については、別紙3及び別紙10記載のとおりである。

2 有限会社甲山商事及び有限会社乙山商事は、平成24年5月31日、別紙7の吸収合併契約に係る吸収合併に関して、それぞれ官報公告を行い、かつ、それぞれの知っている債権者全員に対し、各別の催告を行った。

なお、異議を述べた債権者は、いずれもいなかった。

また、資本金の額は、会社法及び会社計算規則の規定に従って計上している。

3 株式会社甲山商事は、同社の取締役Aから、平成24年6月13日に、同月30日終了時に辞任する旨の辞任届の提出を受けた。

4 有限会社乙山商事は、平成24年6月18日午後1時から午後2時までの間において、株主Dが出席し、臨時株主総会を開催した。議事の経過の概要は、別紙8記載のとおりである。

5 株式会社甲山商事は、平成24年6月28日午前10時から午前11時までの間において、定時株主総会を開催した。同株主総会には株主全員が出席した。議事の概要は、別紙9記載のとおりである。

6 株式会社甲山商事は、平成24年7月1日午前10時から午前11時までの間において、取締役会を開催し、役員全員出席の上、取締役Dを代表取締役に選定する決議を行った。

7 今日お話しした内容について必要となる登記は、明日申請をしてほしい。